

# 生徒心得

福岡県立青豊高等学校  
令和5年12月18日改定

この「生徒心得」は、青豊高校が目指す生徒像（校訓）を具体的に示したものです。特に、以下に示す内容を念頭に置き、校内生活・校外生活を問わず、あらゆる場面において青豊生としての自覚と誇りを持ち行動することで、自分をより高めることができます。

皆さん一人一人が常にあるべき姿を目指しながら行動することを期待しています。

## 第1章 出欠席

- 1 無遅刻・無欠席・無早退に努める。
- 2 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引等については、朝8時までに、原則として保護者から Web で届け出ること。

## 第2章 登校・下校

- 1 登下校には制服を着用すること。
- 2 原則として、徒歩もしくは公共の交通機関、自転車のいずれかで登下校すること。やむを得ず自家用車で送迎してもらう場合は、テニスコート横の駐車場を利用すること。
- 3 登下校の際は、交通に関する規則及び道徳を遵守すること。
- 4 近隣の店舗には必要以上に立ち寄らないこと。利用する場合は、一般客に迷惑がかからないように注意すること。
- 5 他人に迷惑をかけず、危険のないよう整然と定められた通学路を歩いて登下校すること。
- 6 下校時刻は特に定めないが、遅くとも20時までには完全に校舎及び敷地外に出ること。
- 7 自転車通学は原則として、通学距離1キロメートル以上の生徒に許可する。
- 8 登下校中に事故に遭った場合は、その場ですぐに警察および保護者へ連絡すること。その後、学校にも必ず連絡を入れること。

## 第3章 制服等規定

制服は、高校生にとっての「正装」であり、冠婚葬祭すべてに対応できるフォーマルウェアです。以下の点を遵守しましょう。

- 1 常時、「正装」であることを意識し整備すること。
- 2 部活動等で休日に登下校する場合も、原則として制服を着用すること。
- 3 男女とも、本校指定の標準服を着用すること。

### 【男女共通】

靴下 … 白、黒、紺、グレーの単色とする。

通学靴… 白・黒色を基調とした紐付き運動靴、又は黒・茶の革靴（ローファー）とする。

靴… 靴は指定しないが、1日の授業の教科書やノートが入る靴がふさわしい。靴のふたやチャックは必ず閉めること。

### 【男子】

冬服… 指定の標準服。ボタンは必ず第1ボタンまで留めること。

シャツのボタンをはずし、前をはだけたりしない。

制服の下に着ているシャツ・トレーナー類を制服の下や襟元から出さない。

ベルトを着用すること。ベルトは、黒、紺、茶を基調とした単色とする。

夏服… 指定の白の半袖開襟シャツ。袖をまくりあげたり、前をはだけたりしない。

制服の下には単色無地を基本とした下着を着用すること。ズボンの中に下着と夏服を入れ、ベルトを着用すること。

## 【女子】

- 冬服… 指定の標準服。ブレザーを着用し第1ボタンを留めて、リボンまたはネクタイを付けること。  
女子のスカート丈は、膝がかくれる程度とし、補正や巻き上げは禁止する。  
シャツは、スカートに入れ袖ボタンを留めること。  
ベストまたはセーターを着用した状態とする。  
スラックス着用時は、ベルトを着用すること。
- 夏服… 指定の白のオーバーブラウス。  
制服の下には、肌が露出しないような下着を着用すること。  
女子のスカート丈は膝がかくれる程度とし、補正や巻き上げは禁止する。  
スラックス着用時は、ベルトを着用すること。
- 合服… ブラウスの上にベストまたはセーターを着用した状態とする。  
第1ボタンを留めて、リボンまたはネクタイを付けること。  
袖ボタンをはずさないこと。袖は捲り上げない。

- 4 制服の移行期間は設けない。寒暖に合わせて夏服、冬服、合服を自分で判断し着用すること。ただし、式典時は指示された制服を着用すること。

### <防寒具着用の規定>

#### 1 防寒具の種類

- ・手袋、マフラー、ネックウォーマー、防寒着、タイツまたはストッキングとする。

#### 2 注意事項

- ・防寒着は登下校中のみ着用可とし、必ず冬の制服を着た上で着用すること。（男子は夏の制服、女子はセーターやベストの上から着用しない。）
- ・防寒着の色は白、黒、紺、グレー、濃い茶色の単色のみとする。
- ・防寒着の形は、ジャンパー、コートとする。（ベンチコートおよびボア付き、フード付き、装飾が派手なものは不可）
- ・タイツまたはストッキングの色は、黒色または薄橙色とする。着用の際は、上に必ず靴下を履くこと。
- ・防寒具の着用期間は設けない。寒暖に合わせて自分で判断し着用すること。

#### 3 管理について

- ・昇降口で着脱し、校舎内では着用しないこと。
- ・登校後はロッカーまたは鞆に収納する。  
※ロッカーまたは鞆に収納できる防寒着を着用すること。

## 第4章 頭髪等規定

- 1 以下の規定を遵守し整備すること。

### 【男女共通】

- ・眉毛を抜いたり、剃ったりする行為は禁止とする。
- ・パーマ等での人為的な加工、染色や脱色など変色、エクステンションを使用したりしない。
- ・ピアス、ブレスレット、ネックレス、指輪、カラーコンタクトを装着しない。
- ・化粧品（口紅・色つきリップ、マニキュア、アイプチ等）は使用しないこと。

### 【男子】

- ・髪の色は黒とし、目・耳・襟等にかからない程度とする。
- ・右絵のような見た目にわかるような刈り上げにならないよう、各自で十分に注意すること。



【好ましくない髪型】

### 【女子】

- ・前髪は目にかからない程度とし、目にかかる場合は切るか、ピンで留めること。
- ・後ろ髪が制服の肩より長い場合は、1つか2つで結髪すること。

- ・装飾用ヘアピンや装飾品の付いたゴム等は禁止する。

## 第5章 携帯品等

- 1 学校で使用する学習用具以外の書物並びに遊戯用品類の持ち込みは禁止する。
- 2 所持品には学年組氏名を明記し、自己管理に努めること。
- 3 貴重品はロッカーに入れ必ず施錠し各自で管理すること。  
※ロッカー鍵を紛失等した場合は、自己負担とする。

## 第6章 校内生活

### 〔学習〕

- 1 校内の規律を守り、秩序ある行動と共に能率的な学習活動を行うこと。
- 2 授業の始業の合図と共に自発的な学習活動に入る。

### 〔生活〕

- 1 身体の健康増進を図り規則正しい生活を行い、感染症予防に努めること。

### 〔礼儀〕

#### （挨拶）

- 1 生活の第一歩は礼儀に始まる。先生方や来校者に対しては立ち止まり、敬愛の気持ちで挨拶をし、生徒相互においても親和の気持ちで挨拶（会釈）すること。
- 2 授業開始・終了時は、学級委員が大きな声で号令をかける。

#### （言葉遣い）

- 1 丁寧な言葉遣いをする。
- 2 教員に対しての暴言等は、いかなる場合も厳に慎むこと。

#### （職員室・各教科準備室・事務室等の入室）

- 1 入室の場合、鞆その他の持ち物は室外に置いて入室すること。
- 2 職員室等の出入りには、正しく挨拶をすること。

#### （その他）

- 1 校内外での飲食物の食べ歩きはしないこと。

### 〔施設、器具等の利用及び掲示〕

- 1 学校の建物、施設、器具類は丁寧に取り扱い、器具類使用後は必ず責任を持って所定の場所に整頓すること。
- 2 運動具、その他校具の使用の際は係職員に申し出て許可を得て使用すること。
- 3 校内の図書、器具、建物、ガラス等を破損した場合は直ちに係職員に届け出て、指示を受けること。
- 4 火気の使用は許可を得た場合以外は厳禁する。その際は関係の職員が立ち会った場合に限る。
- 5 生徒会やその他の掲示については、生徒指導課の生徒会担当者の許可を得て所定の場所に掲示すること。掲示期間が過ぎたら後始末をすること。

### 〔清掃〕

- 1 生徒各自は常に整理、美化に心がけ、清潔な環境で勉学できるように努力すること。
- 2 清掃は毎日必ず実施し、終了した時は係職員に報告しその指示を受けること。
- 3 清掃用具は配当されたものを使用し、使用後は整理すること。
- 4 下校の際は各教室の最後の者が消灯・戸締りをする。

### 〔集合〕

- 1 集合の際は5分前行動を常に意識し、速やかに所定の場所に集まるよう努めること。
- 2 集合後は私語を慎み静粛にすること。

### 〔遺失物、拾得物〕

- 1 物品を紛失または拾得した時は直ちに係職員に届け出ること。

### 〔外出〕

- 1 登校後は原則として外出を認めない。
- 2 止むを得ず外出しなければならない場合は、担任に申し出て許可を得ること。

[その他]

学校内における選挙運動（特定の候補者への投票の呼びかけ等）や政治的活動（デモや集会への参加等）を禁止する。

## 第7章 校外生活

- 1 社会ルール及び公衆マナーを守ること。
- 2 飲酒・喫煙等、有害行為は絶対にしないこと。
- 3 高校生として好ましくない場所に出入りしないこと。（パチンコ店、公営遊技場等）
- 4 校外における選挙運動や政治的活動については、保護者の了解と責任の下で行うことについては差支えない。但し、暴力的なもの、危険を伴うもの、または学業や学校生活に著しい支障がある場合は参加しないこと。
- 5 無断での夜間外出・外泊は禁止する。ただし、やむを得ず外泊する場合は保護者の許可を得ること。
- 6 アルバイトは原則として禁止とする。特別な事情がある場合は、担任に相談すること。
- 7 バイクの免許取得は、自動車学校の入校も含め、禁止する。
- 8 普通運転免許取得は、自動車学校の入校も含め、原則として禁止する。ただし、3年生の進路決定者については届け出て許可を受けること。
- 9 緊急を要する事故の起こった場合は直ちに学校に連絡すること。

## 第8章 校内携帯電話持込および使用規定

本校は、使用規定の遵守を条件として携帯電話の持ち込みを許可していますが、使い方を誤ると大きなトラブルに発展することもあり、取り返しのつかない重大事となる危険性があります。以下のような使用規定や使用上の注意を守り、マナーやモラルを身に付けましょう。

### 1 使用規定

(1) 校内(敷地内)では原則使用しない。

ア 登校後は電源を切り、教室に入る前に生徒ロッカーに入れ施錠する。  
(マナーモードは不可)

イ 終礼後、生徒ロッカーから取り出すが、校門を出るまで電源を入れない。

(2) 登下校時、自転車運転や徒歩で移動しながらの使用は禁止する。

(3) バス、電車、駅のホーム等公共の場所では、マナーモードにする。

(4) 保管・管理は、自己責任で行う。紛失・盗難等に関して学校は一切責任を負わない。

### 2 使用上の注意

次の行為は、いじめや犯罪行為、重大事故や事件につながります。家庭でも十分に話し合い、マナーやモラルを遵守しましょう。

(1) SNSなどによる誹謗中傷

(2) 許可のない写真や動画、個人が特定される情報のSNS等への掲載

(3) 歩きスマホやながらスマホ（自転車運転中）

(4) アプリやゲームへ的高額な課金

(5) 危険なサイト（違法サイトや出会い系サイト等）へのアクセス

### 3 指導規定

以下の使用や行為が認められた場合は指導を行う。

(1) 校内(敷地内)での使用や、生徒ロッカーで携帯電話が鳴った場合

(2) 校外での歩きながらの使用や、自転車乗車中に使用した場合

(3) 生徒ロッカー以外での保管や所持が発覚した場合

生徒心得は必要に応じて見直し、改定します。